

# 山形市と山形学院高等学校との連携・協力に関する協定書

協議の上、取り決めるものとする。

山形市（以下「甲」という。）と山形学院高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、地域との協働等の分野において、地域課題に関する研究や事業を相互に連携し、及び協力して行うことにより、将来の郷土やまがたを担う人材の育成に資することを目的とする。

令和5年3月13日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

## （連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項を相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 文化創造都市の推進に関すること。
- (2) 健康医療先進都市の取組に関すること。
- (3) 乙における授業・行事等に関すること。
- (4) 地域の活力を育む人材の育成に関すること。
- (5) 地域との協働に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

乙 山形市香澄町三丁目10番8号

山形学院高等学校

校長 石川 学

## （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）を効果的に実施するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

## （情報保護）

第4条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たり、相手方から知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

## （協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに甲乙いづれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

## （疑義の協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。